

大分共同発電所 3 号機増設計画

環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

平成 22 年 6 月

大分共同火力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	2
(4) 縦覧場所	2
(5) 縦覧者数	2
2 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見 の概要とこれに対する当社の見解	3
--	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成22年4月15日（木）

(2) 公告の方法

① 平成22年4月15日（木）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した（資料－1）。

大分合同新聞（朝刊）	毎日新聞（大分県版 朝刊）	朝日新聞（大分県版 朝刊）
読売新聞（大分県版 朝刊）	日本経済新聞（西日本版 朝刊）	西日本新聞（大分県版 朝刊）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- a. 大分市の広報紙「市報おおいた」（平成22年4月15日発行）に掲載（資料－2）。
- b. 当社ホームページに平成22年4月15（木）から5月28日（金）まで掲載（資料－3）。

(3) 縦覧期間

平成22年4月15日(木)～5月14日(金)までとした。

ただし、大分県庁、大分市役所第2庁舎、鶴崎支所、明野出張所に関しては土曜日、日曜日、祝日は除いた。

なお、新日本製鐵株式会社大分製鐵所のコミュニケーションセンターでは、土曜日、日曜日、祝日を含め縦覧期間終了後も平成22年5月28日(金)まで閲覧可能とした。

縦覧時間は、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日の新日本製鐵株式会社大分製鐵所のコミュニケーションセンターでは、午前10時から午後3時まで)とした。

(4) 縦覧場所

自治体庁舎等4か所、新日本製鐵株式会社大分製鐵所のコミュニケーションセンター1か所の計5か所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎

大分県庁舎別館5階 生活環境部生活環境企画課(大分市大手町3-3-1)

大分市役所 第2庁舎1階(大分市荷揚町2-31)

大分市役所 鶴崎支所 (大分市東鶴崎1-2-3)

大分市役所 明野出張所 (大分市明野東1-1-1)

新日本製鐵株式会社大分製鐵所コミュニケーションセンター(大分市大字西ノ洲一番地)

(5) 縦覧者数

総 数 42名

(内 訳)

自治体庁舎

大分県庁舎別館5階 生活環境部生活環境企画課 1名

大分市役所 第2庁舎1階 8名

大分市役所 鶴崎支所 13名

大分市役所 明野出張所 12名

新日本製鐵株式会社大分製鐵所コミュニケーションセンター 8名

2 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成22年4月15日（木）から5月28日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間、5月28日（金）消印有効）

(2) 意見書の提出方法（資料－4）

- ① 縦覧場所備付の意見箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書はなかった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基く、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見はなかった。

従って「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解はない。

日刊新聞に公告する内容

平成22年4月15日(木)掲載

- ・大分合同新聞(朝刊)
- ・毎日新聞(大分県版 朝刊)
- ・朝日新聞(大分県版 朝刊)
- ・読売新聞(大分県版 朝刊)
- ・日本経済新聞(西部版 朝刊)
- ・西日本新聞(大分県版 朝刊)

新聞掲載記事

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「大分共同発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成二十二年四月十五日

【事業者の名称】 大分共同火力株式会社 代表取締役社長 松本 茂彦
 名称 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

【対象事業の名称】 大分共同火力株式会社 代表取締役社長 松本 茂彦
 所在地 大分県大分市大字西ノ洲一丁目一丁目

【対象事業の名称】 大分共同発電所3号機増設計画
 種類 火力発電

【対象事業の名称】 大分共同発電所3号機増設計画
 規模 一四万五千キロワット

【対象事業の名称】 大分共同発電所3号機増設計画
 規模 一四万五千キロワット

【関係地域の範囲】 大分県大分市

一、縦覧場所

大分県庁舎別館五階 生活環境部生活環境企画課(大分市大手町三二一)
 大分市役所第二庁舎二階(大分市荷揚町二二二)

大分市役所鶴崎支所(大分市東鶴崎一三三)
 大分市役所明野出張所(大分市明野東一三三)

新日本製鐵株式会社大分製鐵所コミュニティセンター
 (大分市大字西ノ洲一丁目一丁目)

二、縦覧期間

平成二十二年四月十五日(木)から
 平成二十二年五月十四日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く)
 ただし、コミュニティセンターでは土曜日、日曜日、祝日を
 含め、五月二十八日(金)までご覧いただけます。

三、縦覧時間

午前九時から午後五時まで
 ただし、土曜日、日曜日、祝日のコミュニティセンターでは
 午前十時から午後三時まで

四、意見書の提出

【環境影響評価方法書】について、環境の保全の見地からのご意見をお
 持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書を郵送していただくか、縦覧
 場所に備え付けの用紙に記入のうえ、意見箱にご投函ください。

五、意見書の記載事項

氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏
 名及び主たる事務所の所在地)
 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
 環境影響評価方法書についての環境保全の見地からのご意見(日本語
 により、ご意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成二十二年五月二十八日(金)まで(当日消印有効)
 意見書の提出先及びお問合せ先
 〒八七〇〇〇九〇二 大分県大分市大字西ノ洲一丁目一丁目
 大分共同火力株式会社 建設準備本部 環境アセスメント担当課 宛
 TEL 〇九七五五八四三三四

お問い合わせは、平日の午前九時から午後五時までにお願いします。

大分市の広報紙（市報おおいた 2010.4.15号）掲載記事

「大分共同発電所3号機増
設計画に係る環境影響評
価方法書」を縦覧します

◆日時 4月15日(木)～5月14日
(金) 午前9時～午後5時(土・日
曜日・祝日を除く) ◆場所 市
役所第2庁舎1階、鶴崎支所、明
野出張所、県庁生活環境企画課、
※新日本製鐵㈱コミュニケーショ
ンセンター(※は5月28日(金)ま
で、土・日曜日・祝日を含む) ◆
意見受付期間 5月28日(金)まで
図 大分共同火力発電環境アセスメ
ント担当課(☎5568・4334)

当社ホームページに掲載したお知らせ

(平成22年4月15日(木)～5月28日(金)まで掲載)

「大分共同発電所3号機増設計画 環境影響評価方法書」の届出・送付
並びに縦覧について

当社は、環境影響評価法および電気事業法に基づき、平成22年4月14日に「大分共同発電所3号機増設計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を経済産業大臣に届け出るとともに、大分県知事、大分市長に送付いたしました。また、環境影響評価法に基づき、方法書の縦覧を以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

【事業者の名称及び所在地】

名 称 大分共同火力株式会社
代表者 代表取締役社長 松本 茂彦
所在地 大分県大分市大字西ノ洲一番地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名 称 大分共同発電所3号機増設計画
種 類 ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
規 模 出力14万5千キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】

大分県大分市大字西ノ洲一番地

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

大分県大分市

【方法書の縦覧】

1 縦覧場所

- ・大分県庁舎別館5階 生活環境企画課(大分市大手町3-1-1)
- ・大分市役所 第2庁舎1階(大分市荷揚町2-31)
- ・大分市役所 鶴崎支所(大分市東鶴崎1-2-3)
- ・大分市役所 明野出張所(大分市明野東1-1-1)
- ・新日本製鐵株式会社大分製鐵所 コミュニケーションセンター(大分市大字西ノ洲一番地)

2 縦覧期間

平成22年4月15日(木)から5月14日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日は除く)

(新日本製鐵株式会社大分製鐵所 コミュニケーションセンターでは、土曜日・日曜日・祝日を含め、5月28日(金)までご覧いただけます。)

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(新日本製鐵株式会社大分製鐵所 コミュニケーションセンターの土曜日・日曜日・祝日は、午前10時から午後3時まで。)

4 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地から、ご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙にご記入のうえ、意見箱に投函するか、郵送によりご意見をお寄せください。

5 意見書の提出期限

平成22年5月28日(金)まで〔郵送の場合は当日消印有効〕

6 意見書の提出先及びお問合せ先

〒870-0902 大分県大分市大字西ノ洲一番地
大分共同火力株式会社 建設準備本部 環境アセスメント担当課
TEL 097-558-4334

「大分共同発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書」に対する意見書

平成 年 月 日

〒
ご住所

(ふりがな)
ご氏名

連絡先

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を提出する。

ご意見の項目	ご意見の内容及びその理由 (日本語により意見の理由を含めてご記入して下さい)

【項目の例】
大気質、騒音・振動、水質、動物・植物、景観、温室効果ガス等

- 注：1. 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、必ずお名前及び住所の記入をお願いします。
 なお、この用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のA4用紙に記入してください。

【ご意見の提出方法及び提出先】

縦覧場所に備え付けの「ご意見箱」に投函下さい。郵送の場合は、以下のあて先まで提出期間内にお送り下さい。

〒870-0902 大分市大字西ノ洲一番地

大分共同火力株式会社 建設準備本部 環境アセスメント担当課

【ご意見の提出期間】

平成22年4月15日（木）から平成22年5月28日（金）まで[郵送の場合は、当日消印有効]

